

### 大阪市営住宅条例の一部を改正する条例案

大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「その」を「国土交通大臣の承認を受けた当該住宅の建替えに係る計画（以下「建替計画」という。）により、本市が建設し、賃貸するための住宅並びにこれらの」に改める。

第4条第2項第6号中「（再開発住宅（地域リロケーション住宅計画により建設し、賃貸するための住宅（以下「リロケーション住宅」という。）を除く。以下この項並びに第8条第1項、第3項及び第4項において同じ。）及び特定賃貸住宅の既存入居者にあつては、再開発住宅又は特定賃貸住宅に、特別賃貸住宅の既存入居者にあつては、特別賃貸住宅に入居する場合に限る。）」を削り、同項第7号中「（再開発住宅及び特定賃貸住宅の入居者にあつては、当該住宅と他の再開発住宅又は特定賃貸住宅との間で、特別賃貸住宅の入居者にあつては、当該住宅と他の特別賃貸住宅の間で相互に入れ替わる場合に限る。）」を削る。

第7条第1項中「者」を「者（建替計画による建替事業により建設される住宅にあつては、当該建替事業の施行により除却すべき改良住宅の除却前の最終の入居者（当該建替事業に係る改良住宅の用途の廃止について国土交通大臣の承認があつた日における入居者で、当該建替事業の施行に伴い当該改良住宅の明渡しをするものに限る。）で、当該建替事業により建設される住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるもの）」に改め、同条第2項中「掲げる」を「定める」に改める。

第8条第1項中「再開発住宅には」を「再開発住宅（地域リロケーション住宅計画により建設し、賃貸するための住宅（以下「リロケーション住宅」という。）を除く。以下この項において同じ。）には」に改め、同条第3項中「第1項の規定に」を「前2項の規定に」に、「第5条（同条第1項第2号を除く。）及び第6条第1項」を「当

該再開発住宅を特別賃貸住宅とみなして第10条」に改め、同条中第4項及び第5項を削る。

第23条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第55条の2第1項中「及び第8条第3項」を削り、「第8条第5項」を「第8条第3項」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項及び第23条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に開始された再開発住宅（この条例による改正後の大阪市営住宅条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第4号に規定する再開発住宅をいう。以下同じ。）の入居者の公募に応じて入居の申込みのあった場合については、改正後の条例第8条第3項の規定は、適用しない。この場合において、当該申込みに係る再開発住宅の入居者の資格については、なお従前の例による。

平成30年2月9日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

改良住宅の範囲等、公募によらないで市営住宅に入居させることができる者の範囲及び再開発住宅の入居者資格を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 大阪市営住宅条例（抄）

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)-(2) 省 略

(3) 改良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。）第17条第1項の規定により、本市が建設し、賃貸するための住宅及びその  
国土交通大臣の承認を受けた当該

住宅の建替えに係る計画（以下「建替計画」という。）により、本市が建設し、賃貸するた  
めの住宅並びにこれらの  
附帯施設をいう。

(4)-(9) 省 略

(入居者の公募)

第4条 省 略

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由がある者については、公募によらないで市営住宅に入居させることができる。

(1)-(5) 省 略

(6) 現に市営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居すること（再開発住宅（地域リロケーション住宅計画により建設し、賃貸するための住宅（以下「リロケーション住宅」という。）を除く。以下この項並びに第8条第1項、第3項及び第4項において同じ。）及び特定賃貸住宅の既存入居者にあっては、再開発住宅又は特定賃貸住宅に、特別賃貸住宅の既存入居者にあっては、特別賃貸住宅に入居する場合に限る。））が適切であること

(7) 市営住宅の入居者が相互に入れ替わること（再開発住宅及び特定賃貸住宅の入居者にあっては、当該住宅と他の再開発住宅又は特定賃貸住宅との間で、特別賃貸住宅の入居者にあっては、当該住宅と他の特別賃貸住宅の間で相互に入れ替わる場合に限る。））が双方の利益となること

(8) 省 略

(改良住宅の入居者資格)

第7条 改良住宅には、改良法第18条に定める者（建替計画による建替事業により建設される住宅にあっては、当該建替事業の施行により除却すべき改良住宅の除却前の最終の入居者（当該建替事業に係る改良住宅の用途の廃止について国土交通大臣の承認があった日における入居者で、当該建替事業の施行に伴い当該改良住宅の明渡しをするものに限る。）で、当該建替事業により建設される住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるもの）を入居させるものとする。

2 前項の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合には、当該改良住宅を公営住宅とみなして第5条（同条第1項第2号オを除く。）及び前条第1項の規定を準用する。この場合において、第5条第1項第2号中「収入が次」とあるのは「収入がアからエまで又はカ」と、「それぞれ次に掲げる」とあるのは「それぞれアからエまで又はカ

定める

に掲げる」と、同号ア中「令第6条第1項」とあるのは「住宅地区改良法施行令（昭和35年政

定める

令第128号。以下「改良法施行令」という。）第12条の規定により読み替えられた令第6条第1項」と、同号イからエまでの規定中「令第6条第1項」とあるのは「改良法施行令第12条の規定により読み替えられた令第6条第1項」と、同号カ中「オ」とあるのは「エ」と、「令第6条第2項」とあるのは「改良法施行令第12条の規定により読み替えられた令第6条第1項」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第7条第2項において準用する前項」と、同条第3項中「第1項第1号ただし書」とあるのは「第7条第2項において準用する第1項第1号ただし書」と読み替えるものとする。

3-4 省 略

(再開発住宅の入居者資格)

第8条 再開発住宅（地域リノベーション住宅計画により建設し、賃貸するための住宅（以下「リノベーション住宅」という。）を除く。以下この項において同じ。）には、住環境整備事業又は市街地再開発事業の施行に伴い住宅を失った者で、当該事業により建設される再開発住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものを入居させるものとする。

2 省 略

3 第1項の規定により再開発住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合  
前2項

における当該再開発住宅の入居者の資格については、第5条（同条第1項第2号を除く。）及び当該再開発住宅を特別賃貸住宅とみなし

び第6条第1項の規定を準用する。

て第10条

4 前項の規定により再開発住宅に入居することができる者の収入は、令第6条第2項に定める金額以上で、令第9条第1項に定める金額の範囲内で市規則で定める金額以下でなければならない。

5 第2項の規定によりリロケーション住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合における当該リロケーション住宅の入居については、当該リロケーション住宅を特別賃貸住宅とみなして第4条第2項第6号及び第7号並びに第10条の規定を準用する。

（収入の申告等）

第23条 省 略

2 前項に定める収入の申告は、法施行規則第8条に定める方法によるものとする。

第7条

3 - 4 省 略

（入居決定時等に関する意見聴取）

第55条の2 市長は、市営住宅の入居者を決定しようとするとき又は現に市営住宅に入居している者（現に同居している者及び同居しようとする者を含む。）について必要があると認めるときは、第5条第1項第9号（第7条第2項及び第8条第3項において準用する場合を含む。）、第6条第2項（第5条第1項第9号に係る部分に限る。）、第10条第1項第1号（第5条第1項第9号に係る部分に限る。）（第7条第4項及び第8条第5項において準用する場合を含む。）、  
第3項

第17条第2項、第18条第2項及び第46条第1項第5号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

2 省 略